

件名

農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
農林水産省

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一号の二第一項及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の八第一項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年 金融庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

| | |
|-----|--|
| 改正後 | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">第二条から第五条まで 削除</p> |
| 改正前 | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(農業協同組合等におけるT L A C規制対象会社の同順位商 品に関する経過措置)</p> <p>第二条 標準的手法採用組合(第一条の規定による改正後の農 業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(以 下「新農協告示」という。))第一条第九号に規定する標準的 手法採用組合をいう。次条第一項並びに附則第五条第一項及 び第三項において同じ。)においては、T L A C規制対象会 社(新農協告示第一条第八十号に規定するT L A C規制対象 会社をいう。以下この条において同じ。)のその他外部T L A C調達手段(新農協告示第一条第八十一号に規定するその 他外部T L A C調達手段をいう。以下この項及び次条第一項 において同じ。)と法的又は経済的に同順位である商品(そ の他外部T L A C調達手段に該当するものを除く。次項にお いて「国内T L A C規制対象会社の同順位商品」という。) のうち、当該T L A C規制対象会社に係る総損失吸収力及び 資本再構築力に係る最低基準の適用日(以下「T L A C規制 適用日」という。)までに発行されたものであって、当該T L A C規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続し ているものについては、当該T L A C規制適用日から起算し て五年が経過する日までの間は、新農協告示第四十七条の四 の二第二項の規定を適用しないことができる。</p> |

2 内部格付手法採用組合（新農協告示第一条第二号に規定する内部格付手法採用組合をいう。次条第二項において同じ。）においては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新農協告示第五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（農業協同組合等におけるその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置）

第三条 標準的手法採用組合においては、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部TLAC調達手段及び次に掲げるもの（いずれも償還期限の定めがある場合において保有中に当該償還期限までの期間が一年に満たなくなつたものを含み、次に掲げるものにあつては、適用日において次に掲げるものであることを要しない。次項において「経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段」という。）に限り、新農協告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

一 規制金融機関（新農協告示第一条第三十七号の二イ(1)に規定する規制金融機関をいう。）に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準又

はこれと類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当すると認められているもの

二 新農協告示第一条第八十四号に規定する特例外部TLAC調達手段

2 内部格付手法採用組合においては、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続している経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段に限り、新農協告示第百五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

(農業協同組合等における信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置)

第四条 平成三十一年三月三十一日前に、先進的内部格付手法を使用することについて第一条の規定による改正前の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(以下この条並びに次条第一項及び第二項において「旧農協告示」という。)第百十四条の承認を受けた組合が、同日の直前まで、旧農協告示第九条第四項及び第十八条第四項の規定により、信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、新農協告示第九条第四項及び第十八条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「組合を標準的手法採用組合とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「組合を基礎的内部格付

手法採用組合とみなして第六章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができる。

（農業協同組合等における証券化エクスポージャーに関する経過措置）

第五条 先進的計測手法採用組合（新農協告示第一条第十二号に規定する先進的計測手法採用組合をいう。）に該当しない標準的手法採用組合にあつては、適用日から起算して三年を経過する日までの間は、新農協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧農協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る場合には、新農協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額にかかわらず、旧農協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該上回る額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額を、自己資本比率の算式の分母における信用リスク・アセットの額の合計額のうち証券化エクスポージャーに係る部分とすることができる。

| | |
|---------------------------------|----------|
| 適用日から起算して一年を経過する日までの期間 | 二十五パーセント |
| 平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 五十パーセント |

平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間

七十五パーセント

2 前項の場合において、適用日から起算して三年を経過する日前に、新農協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧農協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る状況が解消されたときには、当該解消された日以後は、同項の規定は適用しないものとする。

3 標準的手法採用組合が第一項の規定の適用を受ける場合又はその適用を中止する場合には、あらかじめその旨を行政庁に届け出るものとする。ただし、同項の規定の適用を中止する旨を届け出た当該標準的手法採用組合は、その届出の日以後は、同項の規定の適用を受ける旨を届け出ることとはできないものとする。

(農業協同組合等におけるリスクリテンションに関する経過措置)

第六条 組合がこの告示の適用の日(以下「適用日」という。)
に於いて保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該組合がその保有を継続している場合に限り、第一条の規定による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第二百二十四条第三項の規定は、適用しない。

(農業協同組合等におけるリスクリテンションに関する経過措置)

第六条 組合が適用日において保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該組合がその保有を継続している場合に限り、新農協告示第二百二十四条第三項の規定は、適用しない。

(漁業協同組合等におけるT L A C規制対象会社の同順位商品に関する経過措置)

第七條 標準的手法採用組合(第二条の規定による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(以下「新漁協告示」という。))第一条第九号に規定する標準的手法採用組合をいう。次条第一項並びに附則第十条第一項及び第三項において同じ。)においては、T L A C規制対象会社(新漁協告示第一条第八十号に規定するT L A C規制対象会社をいう。以下この条において同じ。)のその他外部T L A C調達手段(新漁協告示第一条第八十一号に規定するその他外部T L A C調達手段をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)と法的又は経済的に同順位である商品(その他外部T L A C調達手段に該当するものを除く。次項において「国内T L A C規制対象会社の同順位商品」という。)のうち、当該T L A C規制対象会社に係るT L A C規制適用日までに発行されたものであって、当該T L A C規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該T L A C規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新漁協告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

2 内部格付手法採用組合(新漁協告示第一条第二号に規定する内部格付手法採用組合をいう。次条第二項において同じ。)においては、国内T L A C規制対象会社の同順位商品のうち、当該T L A C規制対象会社に係るT L A C規制適用日までに発行されたものであって、当該T L A C規制適用日にお

いて保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新漁協告示第百五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

(漁業協同組合等におけるその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置)

第八条 標準的手法採用組合においては、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部TLAC調達手段及び次に掲げるもの（いずれも償還期限の定めがある場合において保有中に当該償還期限までの期間が一年に満たなくなつたものを含み、次に掲げるものにあつては、適用日において次に掲げるものであることを要しない。次項において「経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段」という。）に限り、新漁協告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

一 規制金融機関（新漁協告示第一条第三十七号の二イ(1)に規定する規制金融機関をいう。）に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当すると認められているもの

二 新漁協告示第一条第八十四号に規定する特例外部TLAC調達手段

2 内部格付手法採用組合においては、適用日から起算して十

年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続している経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段に限り、新漁協告示第百五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

(漁業協同組合等における信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置)

第九条 平成三十一年三月三十一日前に、先進的内部格付手法を使用することについて第二条の規定による改正前の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下この条並びに次条第一項及び第二項において「旧漁協告示」という。）第百十四条の承認を受けた組合が、同日の直前まで、旧漁協告示第九条第四項及び第十八条第四項の規定により信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、新漁協告示第九条第四項及び第十八条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「組合を標準的手法採用組合とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「組合を基礎的内部格付手法採用組合とみなして第六章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができる。

(漁業協同組合等における証券化エクスポージャーに関する

経過措置)

第十条 先進的計測手法採用組合（新漁協告示第一条第十二号に規定する先進的計測手法採用組合をいう。）に該当しない標準的手法採用組合にあつては、適用日から起算して三年を経過する日までの間は、新漁協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧漁協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る場合には、新漁協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額にかかわらず、旧漁協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該上回る額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額を、自己資本比率の算式の分母における信用リスク・アセットの額の合計額のうち証券化エクスポージャーに係る部分とすることができる。

| | |
|---------------------------------|----------|
| 適用日から起算して一年を経過する日までの期間 | 二十五パーセント |
| 平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 五十パーセント |
| 平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 七十五パーセント |

2 前項の場合において、適用日から起算して三年を経過する日前に、新漁協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧漁協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・

| | |
|---|--|
| <p>備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> | <p>(漁業協同組合等におけるリスクリテンションに関する経過措置)</p> <p>第十一条 組合が適用日において保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該組合がその保有を継続している場合に限り、<u>第二条の規定による改正後の漁業協同組合等</u>がその経営の健全性を判断するための基準<u>第二百二十四条第三項の規定は、適用しない。</u></p> |
| <p>3 標準的手法採用組合が第一項の規定の適用を受ける場合又はその適用を中止する場合には、あらかじめその旨を行政庁に届け出るものとする。ただし、同項の規定の適用を中止する旨を届け出た当該標準的手法採用組合は、その届出の日以後は、同項の規定の適用を受ける旨を届け出ることはいかなるものとする。</p> <p>(漁業協同組合等におけるリスクリテンションに関する経過措置)</p> <p>第十一条 組合が適用日において保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該組合がその保有を継続している場合に限り、<u>新漁業協同組合等</u>がその経営の健全性を判断するための基準<u>第二百二十四条第三項の規定は、適用しない。</u></p> | |

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

第二条 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和六年
金 融 農 林 水 産

庁 告示第 号）附則第二条第一項の規定により自己資本比率の算出を行う組合に
省

については、なお従前の例による。

2 漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和六年
金 融 農 林 水 産

示第 号）附則第二条第一項の規定により自己資本比率の算出を行う組合につい
告

ては、なお従前の例による。